

岐阜地方最低賃金審議会
令和 7 年度第 4 回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和 7 年 8 月 1 2 日（火）岐阜合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室

中家室長	本日は御多用のところ、また、暑い中にもかかわらず、令和 7 年度第 4 回岐阜県最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。 本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 なお、本会は公開審議としており、4 名の方が傍聴されています。 それでは、宮坂部会長よろしく願いいたします。
宮坂部会長	ただ今から、令和 7 年度第 4 回岐阜県最低賃金専門部会を開催します。 それでは議事に入ります。 議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。 全国の結審状況について、把握していれば事務局から説明をお願いします。
安藤 室長補佐	8 月 8 日の第 3 回岐阜県最低賃金専門部会にて 5 つの都県について報告しておりますので、それ以外の結審状況を御報告します。 滋賀県、8 月 8 日結審、引上げ額 63 円、B ランク目安同額、1,080 円。 神奈川県、8 月 8 日結審、引上げ額 63 円、A ランク目安同額円、1,225 円。 埼玉県、8 月 8 日結審、引上げ額 63 円、A ランク目安同額、1,141 円。 兵庫県、8 月 8 日結審、引上げ額 64 円、B ランク目安 + 1 円、1,116 円。 宮城県、8 月 8 日結審、引上げ額 65 円、B ランク目安 + 2 円、1,038 円。

	奈良県、8月8日結審、引上げ額 65 円、B ランク目安 + 2 円、1,051 円です。 以上です。
宮坂部会長	ありがとうございました。 前回の専門部会における労使それぞれの御意見を確認しておきますと、 労働者側は、 岐阜県は中小企業が多いことを理解しつつ、岐阜県を魅力ある県としたいといった観点から、愛知県の最低賃金額が目安額どおり上がったと仮定すると 1,140 円となるので、地域間額差を解消するという目的で 1,141 円と主張されました。 その中で、最低賃金で働く労働者は一人親世帯、特に岐阜県の調査では年 127 万円で生活している母子家庭が 37.5%あり、それらの人が大変厳しい状況にある。 在留外国人が岐阜県では 7.1 万人と、全国でも多い県で、特に技能実習生の年収が厚生労働省の調査で 182.7 万円とこちらも非常に厳しいという紹介がありました。 また、東海 3 県のパート賃金の額差では、愛知県や三重県に比べて低いことから、岐阜県から賃金が高い他県に流出してしまうと、このことは、岐阜県の有効求人倍率からも裏付けられること。 物価でいうと、食料品のみならずガソリンが高くなっており、そういうところにも目を向ける必要があると、最低賃金で暮らしている方が安心して暮らせる県を目指して最低賃金を上げるべきである、 といった御主張でありました。 これに対し使用者側は、 金額で言うと 34 円引上げの 1,035 円とする主張でありました。 こちらは、令和 7 年度賃金改定状況調査結果の第 4 表③の、B ランクの賃金の上昇率が 3.4%である。この

	調査結果は、最低賃金を決定するに当たっての三要素を総合的に表す数値であるから、この上昇率を根拠に示されました。 また、物価上昇については、これまで短期的な指標を用いられてきたが、もっと長期的に生計費を見ていく必要があるのではないかと御意見がありました。 その意味で、岐阜県の今ある実力は、Bランクということになりますが、そのランクを決める際の指標として、「最低賃金決定要覧」200 ページの表（注：令和5年中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告別紙2）、この表が今の地域の実力であると、これを参考にすべきである、との御主張でありました。 労使の主張には大きな隔たりがありますので、本日個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言しておきたいことがございましたらお伺いしますが、いかがでしょうか。 まず、労働者側委員からお願いします。
栗本委員	特にございません。
宮坂部会長	それでは、使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	特にございません。
宮坂部会長	ありがとうございました。 これより、公労、公使で個別にお伺いしたいと思います。 まず、労働者側から二者協議を始めます。 事務局から連絡事項をお願いします。
中家室長	それでは二者協議に入ります。 本日は各委員の控室が十分に確保できなかったことから、二者協議はこの会場で行います。 労働者側委員・使用者側委員の皆様は、準備ができました。

	たら事務局職員が控室に参りますので、一旦それぞれの控室に移動していただいておりますようお願いいたします。 傍聴人の皆様に御案内申し上げます。 公労使三者の審議が再開されるまでの間は、庁舎 5 階東側の休憩スペースにてお待ちしておりますようお願いいたします。
(公労、公使の二者協議を実施)	
宮坂部会長	大変お待たせしました。これより公労使三者の審議を再開します。 公労、公使の二者協議の内容につきまして、報告をさせていただきます。 まず、労働者側の御主張ですが、岐阜県の消費者物価指数に関しまして、全国と比較しても、いずれの項目も高いということで、この物価上昇率に労働者の生計費が追いついていないということ、また、労働力の確保という観点からも、地域間額差によってなかなか難しい、特に移動が出来ない労働者という点、選択肢がなかなか得られないということも考慮して、今後の金額の協議を進めていきたいという御主張でした。 本日ですけれども、現行の岐阜県最低賃金を 109 円引き上げての 1,110 円、根拠は消費者物価指数の頻繁に購入する品目の全国の前年度上昇率が 8.5%に対し、岐阜県は 10.9%ということで、これに乗じまして 109 円引き上げの 1,110 円という御要望でした。 一方、使用者側の御主張ですが、まず、物価高、賃金を上げなければいけないというところは共通認識として持っているが、賃金に関して、連合岐阜の 2025 春季生活闘争の賃上げの比率でいきますと、全国が 5.25%で、昨年度の引き上げ率比 0.15 ポイントに比べまして、岐阜県で見ますと 4.9%で、昨年度比の引き上げ率に比べて 0.03 ポイントで、全国と比べて岐阜県は上げ幅が小さいというこ

	と、そして、急激な賃上げの状況の中で、価格転嫁また経済的な実力というところからも、急激さを鑑みまして、今後の最低賃金を決めていくに当たり、法定の三要素をさらに詳細に見ていくというところから、本日の引上げ額というところで、現行の最低賃金額を 43 円引上げの 1,044 円です。 それぞれの御主張についてもこの場で何か御意見、御質問がありましたら伺いしたいと思います。労働者側委員、いかがでしょうか。
労働者側 委員	(意見なし)
宮坂部会長	使用者側委員はいかがでしょう。
使用者側 委員	(意見なし)
宮坂部会長	それでは、本日の審議はここまでとさせていただきます。本日の結果を持ち帰って御検討いただきまして、次回また御議論をしていただきたいと思います。 では次に議題 2「その他」です。事務局から何かございますか。
中家室長	予定している議題はございません。
宮坂部会長	それでは、本日の専門部会はこちらをもちまして閉会とします。次回の専門部会は 8 月 19 日（火曜日）午後 2 時 15 分から、岐阜市鶴舞町のワークプラザ岐阜にて開催します。 本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。